

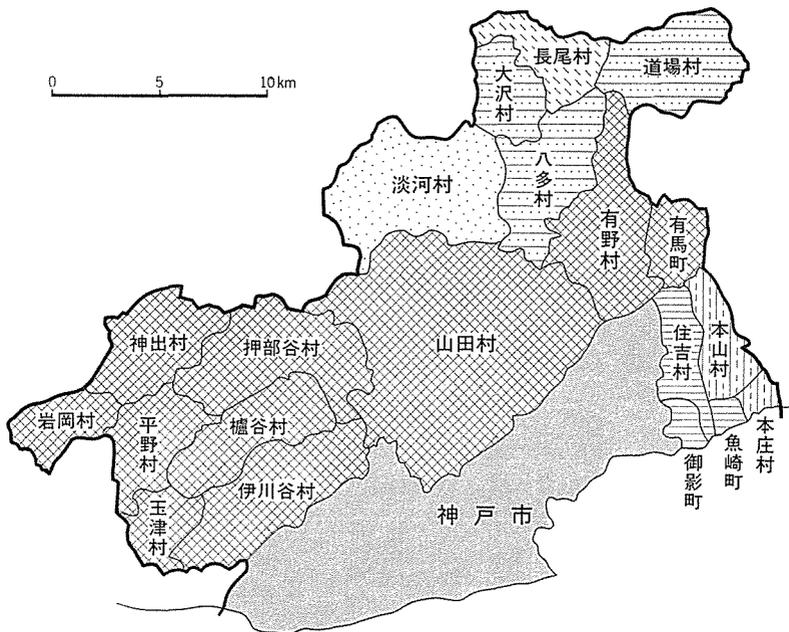
## 第六節 市域の拡大

### 1 北部三カ町村、西部七カ村の合併

戦後の合 神戸市の市域は昭和二十(一九四五)年八月現在、東は旧六甲村(昭和四年編入)から、西は旧明併構想 石郡垂水町に至り、北を六甲山地に南は大阪湾にはさまれたわずかな帯状の土地に局限されて

いた。しかも、その六〇%が山地に属し、有効面積が四〇%という、きわめて特殊な地形から考えても、神戸市の将来の発展は、現状ではおのずから限度があることを示していた。それゆえに、遅かれ早かれ市域の拡張を実施しなければならないことが、市の懸案として残されていた(図34)。

そこで、神戸市では戦後いちはやく「神戸市復興基本計画要綱」を定め、国際的貿易都市として発展するために、「港湾の機能を充分に發揮せしむるに足るだけの背後地域とその運営をまったからしむるための相当多数の人口量(百万以上の)を保有しなければならない」とし、「将来においては東部及び西部の数市町村を合併し更に復興計画の進捗に従い、六甲山を中心とする北部の数町村を併せて一大国際港都たるの機能を十分に發揮せしむるに足る市域とし、これに港都の職業構成、食糧配給、住宅及び交通状況を考慮して適当な



年次	合併町村名
昭和22年3月1日	有馬町、山田村、有野村、神出村、伊川谷村 榎谷村、押部谷村、玉津村、平野村、岩岡村
昭和25年4月1日	御影町、魚崎町、住吉村
昭和25年10月10日	本山村、本庄村
昭和26年7月1日	道場村、大沢村、八多村
昭和30年10月15日	長尾村
昭和33年2月1日	淡河村

図 34 戦後の市域の拡大

る配置を有する人口量を保有せしめ、近代的都市施設の完備せる大都市を構成するものとす」とした。さらに、「将来本市の市域を拡張する場合を予測し、東部西部及び北部の隣接市町村に及ぶ総合的具体的計画、なかんずく六甲山を中心とする開発計画を樹立し、尚本市を中心とする半径約二〇キロ圏内の衛星都市を育成振興せしむるの方途を計画する」として、「大神戸」建設の基本方針を明示した。それは周辺地域の合併による、理想的文化都市、田園産業都市づくりとしての構想へと結実した。そして、神戸市は特別市制運動とも併せて、東北西の三方面にわたって市域拡張を行うため、編入の対象として次の町村を選んだ。

東部(五カ町村) 武庫郡御影町、住吉村、本山村、魚崎町、本庄村

北部(三カ町村) 有馬郡有馬町、有野村、武庫郡山田村

西部(二市十カ町村) 明石市、明石郡伊川谷村、櫛谷村、押部谷村、玉津村、平野村、神出村、大久保町、岩岡村、魚住村、加古郡二見町

以上の広さは四七五平方キロメートル、神戸市を中心とする半径二〇キロメートルから二五キロメートルの圏内にある地域に当たる。神戸市は戦災復興計画とこの市域拡張計画を併せて行い、人口の分散、市街地の疎開、港湾地区、工業地区、商業地区、住宅地区など土地分配の適正化をはかり、文化都市としての諸施設を整備、市の工業製品と西部・北部方面の蔬菜、酪農品、水産物などの交流を円滑にするとともに、明石郡南部の工業地帯を育成して、国際港都としての内容を一層充実させようとした(合併(明石郡七カ村、有馬町、有野村、山田村)関係綴)。

他方、市域編入の対象となる市町村にとっては、地理、交通条件あるいは社会的、経済的にも神戸市と密

接な関係にありながら、その区域が狭小で財力が及ばないために、現状のままでは地域の発展に即応して  
けない立場にあった。したがって、神戸市への編入は望むところであった。

#### 交渉の経過

神戸市は、昭和二十一年九月十日御影町との交渉を皮切りに、十月には他町村にも呼びかけ  
る一方、同月下旬に開催された市会議員総会で、中井市長は町村合併の必要性とその構想に  
ついての説明にあたった。翌十月には、市会議員一人の委員で組織された合併促進小委員会が設けられ、  
理事者側と協力、関係市町村との交渉推進に努めることになった。なお、  
明石郡六カ村（伊川谷村、榎谷村、押部谷村、平野村、神出村、岩岡村）につい  
ては、すでに昭和十七年十一月に仮調印まで交わしながら、決戦非常措置  
令によって町村合併の中止が指令され、ついに実現しなかったものである。  
以後、神戸市はわずか三カ月足らずの超スピードで、明石市および東部五カ  
町村を除く北部三カ町村及び西部十カ町村と仮調印を取り交わした（表216）。

このように、北部三カ町村および西部十カ町村との間の交渉はスムーズ  
に進んだ。例えば、武庫郡山田村を神戸市に編入合併するについては、す  
でに大正九年および昭和三年の二度にわたり山田村側から神戸市に申し入  
れがあり、当時は、山田村が純農村であることから実現しなかったが、戦  
後神戸市が観光を主体にした背山開発をめざし、同村の編入を計画申し入  
れたといういきさつがあった。したがって、その交渉は円滑に進展し、合

表 216 北部・西部町村との合併仮調印の日程

年 月 日	町 村
昭和21年11月21日	山田村
30日	有馬町、魚住村、榎谷村、押部谷村 神出村、平野村、岩岡村
12月2日	玉津村
3日	有野村、伊川谷村
6日	大久保町
9日	二見町

併申し入れからわずか一カ月後の昭和二十一年十一月十日には、山田村は合併を決定していた。そして、同年十二月二日に開かれた臨時市会において、山田村、有馬町の合併が満場一致で可決された。

他方、合併交渉再開のトップを切った御影町は二十一年十一月二日、「時期尚早」を理由に正式に合併を拒否した。つづいて十二月八日、明石市も御影町と同様に拒否を表明した。明石市では、町内会を通じての調査により合併賛成四〇%、合併反対三六%、時期尚早二四%という結果を得ていた。そして、明石市は郡部の動きが将来の明石市に重大な関係があるとして、「郡部への働き掛けおよび内務省へも運動して郡部の合併を阻止する」ことなどを協議した（『神戸』昭和二十一年十二月八日）。

神戸市の合併呼びかけに応じた有馬郡有野村および明石郡伊川谷村など九カ町村、加古郡二見町は、昭和二十一年十一月から十二月にわたり、それぞれの町村会で合併の意志を決定した。そこで、同年十二月十三日の臨時市会に合併に関する諸条件を含む「神戸市と有馬郡有野村、明石郡（略）合併の件」が緊急上程され、原案どおり可決された。

知事への答申―大久 神戸市は市会での議決を経て、有馬町ほか一ニカ町村長連名の上申書を添え、同月十日保・魚住二見の除外 七日県に対し正式に合併許可の申請を行った。これを受けて、県では知事の諮問機関である兵庫県地域合併協議会を設置、審議の結果、翌二十二年一月二十六日次の答申を行った。

神戸市は国際的な大港都として重大な国家的使命を有している。しかるに神戸市の現市域は特別市としては狭小にすぎない。この点からすれば、

一 東部五カ町村、北部有馬町ほか三カ町村、西部明石市以下二見町まで合併すべきである。

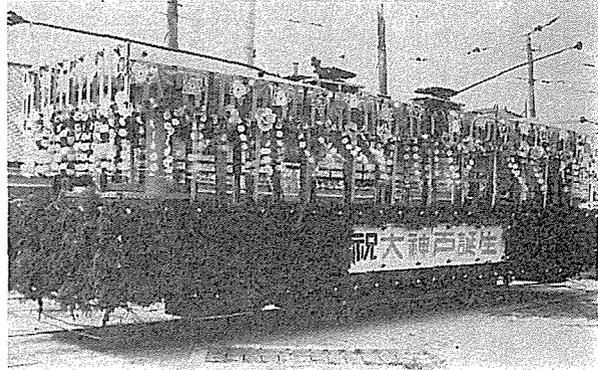


写真 84 市域拡張記念花電車

日内務省に上申した。そして、昭和二十二年三月一日、神戸市その他の町村合併は実施された。合併の結果、神戸市の面積は一一五・〇五平方キロメートルから三九〇・五平方キロメートルへとほぼ四倍増となり、人口は約四十四万人から五〇万人へと増えた。

- 二 政府および兵庫県当局は一応調印を完了した一三カ町村の民意を尊重して速やかにこれに許可を与えたとともに、東部五カ町村および明石市に対し、神戸市との合併に努力するよう促すべきである。
- 三 もし調印済み一三カ町村を合併せしめることによって明石市を孤立させるおそれがある場合は、明石市に隣接する大久保、魚住、二見の三カ町村をしばらく保留して、明石市の態度決定を待つて改めて裁定するを適當と認める。
- 四 神戸市に特別市制を実施するために隣接地域を合併する場合は、あくまでも民意を尊重して平和円満におこなうよう希望する。

この答申に基づいて、知事は大久保など三カ町村を一応除いて、武庫郡山田村ほか九町村の神戸市編入を適當と承認、同年二月十三

2 東部五カ町村、北部三カ村の編入

東部三カ町村との 有馬郡有馬町など北部三カ町村、明石郡伊川谷村など西部七カ村の市域への編入がかな  
合併―市長の決意 ったことは、神戸市にとって喜ばしいことであった。しかし、円満な話し合いがつかぬ

まま、明石市と東部五カ町村が合併の対象から外されたことは、神戸市の将来を考えたとき懸案として残された。とりわけ、東部五カ町村との合併が頓挫したことは、国際港都としての神戸市の行く末にとって大問題であった。初の公選市長となった小寺市長も東部町村との合併実現を公約に掲げて市政に臨み、昭和二十二年末から関係町村に働きかけていたが、市会内部においても合併推進を要望する声が次第に高まった。この点について、小寺市長は市会において次のように述べている。「御影町については(略)いずれは神戸市に合併されるのは当然であろうが、今日のところは時期尚早であるということでありました。けっして合併そのものを非とするものではないのでありますので、私は神戸市には遠からず特別市制がしかれ、県から独立することとなる。そうなると合併はなかなか難しくなるから、合併するならば時期は今であって尚早ではない。願わくばご再考をたまわりたいと、話を打ち切らないでいる次第であります」。

御影など三

町村の合併

特別市制問題で足踏みしていた武庫郡御影町ほか住吉村、魚崎町との合併交渉は昭和二十二年末に入って再開された。同年十月末、小寺市長は県地域合併審議会の答申の線に沿って、東部五カ町村および明石市との合併促進に邁進すると、その決意を披露した。そして、同年十月三十・三十

一日の兩日、神戸市は御影町、住吉村、魚崎町などの東部五カ町村ならびに明石市に対し正式に合併を申し入れた。その理由書には、東部町村合併について、次のような構想が述べられている。「神戸市はその地域において更に大なる外国貿易地帯の建設を計画中であり、ここに自由港区を設置して、加工貿易、委託販売、中継ぎ貿易等を行い、外貨獲得に新機軸を樹立せんとするもので、もしこの合併が実現し、この新構想が実施されるならば、神戸港は全く従来の面目を一新し、神戸市はわが国の表玄関としてより一層、明朗、健全にして、文化水準の高い市民生活を保障せられるがごとき国際的海運都市、商工業都市、文化都市たる大港都を建設し得るのである」。

他方、御影、住吉、魚崎の三カ町村においては、昭和二十二年芦屋市、本山村、本庄村との合併新市（甲南市―仮称）建設問題が起こっていた。ところが、新警察制度の実施、教育権の自治体移管（神戸経済大学、兵庫師範）など地方財政の負担増が予想されるにおよび、三カ町村の側でも神戸市との合併機運が盛り上がってきた。そして、二十四年末から活発化した合併の動きは、昭和二十五年三月三日、神戸市と三カ町村は「東灘区」および区役所の新設などを条件に県に対する上申書に調印、四月一日実施と決めて県へ申達した。つづいて、神戸市は住民の意見を取りまとめるのに時日を要し、同時合併に間に合わなかった武庫郡本山村、本庄村との合併交渉に入った。武庫郡本山村と本庄村は、昭和二十三年八月神戸市から合併の申し入れを受けると同時に、各村内に委員会を設けて合併に関し調査研究に着手していた。ところが、両村は翌二十四年二月隣接の芦屋市からも一市二村の解体合併の申し入れを受けたため、両村では村民の意見取りまとめに戸惑うことになった。だが、御影町など三カ町村の神戸市編入が具体化するにつれ、両村でもにわかに



写真 85 市会 の 風 景

神戸市との合併機運が熟し、昭和二十五年七月十四日にいたり、両村はともに合併を議決した。こうして、武庫郡本山、本庄両村の編入は、昭和二十五年十月五日県会の議決を経て、同七日知事告示、十月十日に実施された。

東部五カ町村との合併について、のちに原口市長は市会で次のように述べている。「条件がいろいろつけられました。当時の市財政をもってして、どうしてあのような条件をつけられてまでも合併しなくてはならないかと、しばしば考えたものです。しかし神戸市百年の大計のためには、たとえ非常な負担がかかっても合併しておかなければと思いました」。そして、「今日では、神戸港の全部は神戸市の区域であります。横浜港をごらんになればわかりますが、昔の横浜港は今日では横浜港と川崎港の二港になっています。したがって、横浜港内のいろいろな問題は非常に複雑化している。その点神戸港内は神戸市ひとつだから運営がうまくいく。この効果はおそらく金銭では測れない。これは一に合併という大事業のたまものと思っております」と、その効果を強調した。

有馬郡三カ 東部五カ町村の神戸市編入が実現すると、それまで懸案となっていた有馬郡道場、八多、大

村の合併 沢三カ村の神戸市への合併機運がにわかに高まった。二十一年の有馬町の合併後、有馬郡一

二カ町村では神戸市への合併希望が強まっていた。二十二年の六月には、三田町長ら各町村代表が、「有馬全部の一括合併の早急実現」を神戸市に要望したが、神戸市側の準備不足もあり、うまくいかなかった経緯があった。昭和二十六年三月二十五日、いずれも村会を開き、満場一致で合併を可決した。これら三カ村は、既に神戸市に編入された山田、有馬、有野三カ町村と同様に神戸市北部の後背地を形成し、神戸市とはこれまで密接不離なつながりを保ってきたこともあり、市ならびに三カ村側も早くから合併の実現が望まれていた。とくに、道場村は神戸市民への給水源として千菊水源池をもち、双方とも編入の一日も早いことを望んでいたことはいまでもない。そして、道場など三カ村の合併申請書は三月二十八日県に提出され、七月一日実施となった。

#### 合併の停滞

昭和二十八年九月一日町村合併促進法が公布され、十月に施行された。これはシャープ勧告や前年二十七年に設けられた地方制度調査会の方針に基づき、市町村の規模を適正化することでその組織運営の合理化をはかり、合併による行財政能力を強化するために制定されたものである。同法の第三条によれば、町村の標準人口は八〇〇人以上とされ、行政効率を向上させるためにその規模をできるかぎり増大していくことがうたわれていた。この法律に基づいて、小規模町村の合併は著しく促進された。同法施行前に九八九五あった全国の市町村は、三十一年には三九七五に減少した。市町村の平均人口は、これによって三倍となった。兵庫県では昭和二十八年十月、県議会議長を会長とする町村合併促進審議会が発

足し、町村合併推進本部を設置した。県下の各地方事務所には町村合併促進協議会がつくられた。県の計画では、三十一年九月までに、三〇八町村を八六町村に減らしたい意向であった。

町村合併促進法の公布施行は新たな合併熱を起こした。当時、政府が町村合併によって意図したのは、小規模町村を適正規模に編成変えて地方公共団体を行財政的に育成、強化する点にあったが、現実的には都市周辺の町村は小規模同士の合併を避け、むしろ大都市への編入を希望するものが少なくなかった。こういう中で、美嚨郡吉川村、上淡河村、淡河村の三カ村を皮切りに、有馬郡三田町、三輪町、藍村、本庄村、広野村、小野村、高平村、美嚨郡中吉川村、北谷村、加古郡母里村、天満村、加古村と相次いで合併請願書が出された。例えば、美嚨郡淡河村、上淡河村、奥吉川村から出された請願書は次のように述べている。

健全財政を目標とし課率は標準率を適用している経済的にはかなり恵まれた村であります。又淡河山田川疏水の水源確保として又農産物並びに生鮮蔬菜の供給地の位置にあるため北神戸産業開発には不可欠の要地であり、且神戸市の北部境界を画するに最も整った地理的に見ましても神戸市の一角の観があります。尚目下町村合併促進法の施行によりまして上記三カ村は兵庫県のお勧めを受けること頻りでありますが、住民は不自然な合併に同意せず、神戸市合併に懸念の熱意を傾けています。

こうした請願はいずれも総務委員会に付託され、委員長報告書は昭和三十年三月五日市会に上程、採択することを決定のうえ、市長に送付された。当日委員長は調査結果を要約次のように述べた。「本件を社会的、経済的、地理的条件から検討した結果はこれにただちに本市の大都市圏構想にもとづく要請と合致するものとはいえず、吏員地位給の差額支給、住民税減額、大都市の義務的経費の支出で、市費の持ち出しになるこ

とは当然といわねばなりません。」だが、請願の採択や、各地域に盛り上がる合併熱はあったものの、複雑な情勢に妨げられて、ついに宿望はかなえられなかった。市長の姿勢は慎重であった。例えば、昭和二十九年三月十二日の市会で市長は次のように述べている。「合併問題では私が当事者でありますので、私の言動は非常に大きな反響をよびます。最近、県の意味なるものが発表されていますが、県全体の意思とは全然考えられませんので、新聞記事によって私が云々することを差しひかえております」。

なお、前記各村のうち、奥吉川、中吉川、北谷村は昭和三十年七月合併して吉川町に、加古郡母里、天満、加古三村は稲美町として発足している。神戸市においては、昭和二十六年七月に有馬郡道場、八多、大沢三カ村を編入したが、その後三十年に同長尾村と合併するまで、足かけ五年市域の拡張を行っていない。

**長尾村の編入** 長尾村はもと明治二十二（一八八九）年の村制の施行以来道場村の一部となっていたのを、

同三十五年に分離したものであった。長尾村は前記三カ村の神戸市編入によって、三方を神戸市に取り囲まれる形となり、その結果早急に神戸市への編入熱が高まった。二十六年四月に行われた住民投票も、九八％が合併への賛意を表明していた。にもかかわらず、町村合併促進法施行後、県側が有馬郡三田町、三輪町および長尾村三カ町村を一ブロックとした合併計画を立てていた関係もあって、その実現にこぎつけることができなかった。

そこへ、昭和二十九年六月兵庫区道場町の有志五人から神戸市会議長に合併請願書が提出された。内容は「兵庫区道場、八多、大沢町に隣接する長尾村は二十六年以来神戸市に編入かた陳情をつづけているが実現せず、村民は焦躁している。このたび施行された町村合併促進法により、長尾村は県の勧告を受けることし

きりである。しかし不自然な合併に住民は同意せず、神戸市との合併に懸念の誠意をつくしている。居を隣するわれら地区代表はこれを傍観するに忍びず、越権ながら請願を提出するものである」というものであった。

合併交渉はその後順調に進み、長尾村は同年九月二十二日の臨時村会で神戸市との合併を全会一致で可決し、神戸市でも同二十六日の市会で可決された。同日神戸市長と長尾村長連名で県知事に対し昭和三十年十月十五日を合併希望日と決めて申請、県では九月三十日付で告示し、予定通り合併は実施された。これをきっかけにして、三田、三輪両町も神戸市編入案に傾き、ひいては有馬郡一丸となった神戸市編入の大運動に発展した。しかし、結果的には長尾村のみが神戸市に編入され、三田、三輪両町は隣接の有馬郡広野、小野、高平三カ村が昭和三十一年に合併し三田町となったのち、翌年相野村を編入、三十三年市制を施行し、三田市となった。

**新市町村建設 促進法の施行** 町村合併促進法は昭和三十一年九月三十日に失効したが、それに先立って同年六月には新設計画の実施を促進し、併せて未合併町村の合併を促進することを目的としていた。美囊郡淡河村の合併後、

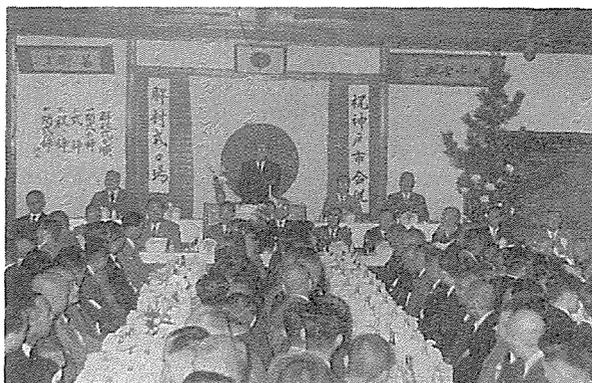


写真 86 長尾村解村式

神戸市に加古郡稲美町、三木市、美藝郡吉川町から合併請願書が提出された。まず、稲美町による請願書は「稲美町は昭和三十年町村合併促進法にもとづいて旧加古、母里、天満の三カ村が合体して発足したものが、町制施行前の三十年二月全村の要望によって三村長、議長連署のもとに神戸市への合併を請願し市会において採択されたいきさつがある。県の策定によりその直後に稲美町を発足させたわけだが、これはあくまで神戸市との合併の第一段階であって、その後しばしば文書、口頭で神戸市会に懇請をつづけてきた」と述べている。また三木市も「当市民は立地条件からつねに神戸市合併を熱望しつつあり、ここ数年來、隣接町村が神戸市に編入され、治水、産業、交通および教育の全般にわたりいちじるしい充実をとげ、その恩恵に感謝していることを身近かに感じひとしく神戸市編入を熱望するゆえん」を説き、吉川町も「当町は昭和三十年七月三カ村を合併して成立したが、これは神戸市への合併を促進するための段階合併であった。合併後は新市町村建設促進法の線に沿って新町の基本条件整備に努めており、三十一年四月に陳情書を神戸市会に提出したほか、機会あるたびに運動を続けてきた」と、合併への熱意を開陳した。

しかし、これらの市町が目的とするのは、大都市に編入されることにより、財政的な裏付けを確保し、行政面のレベルアップにより住民福祉を飛躍的に向上させようという要素が皆無とはいえなかった。この点では、新市町村建設促進法の趣旨に合致するとはいえず、神戸市の側でも慎重な態度を崩さなかった。

淡河村の こうした状況の中で、淡河村との合併の動きが出てきた。昭和三十二年七月二十三日「神戸市編入 と美藝郡淡河村との合併」の件が市会に上程された。ここでは市財源八三〇万円の持ち出しが

指摘されるとともに、「経済的負担にまさる他の面での繁栄、福祉の向上が期せられる」として、以下の点

が指摘された。

淡河村は人口五〇〇〇余、面積三八平方キロで産業は農、林、畜産がおもであります。同村の中央部を淡河川が縦断しており、その流域では古くからかんがい用水のために水利組合をつくり、神戸市域でも神出、岩岡方面では六三〇町歩がこれに加入し、九月から翌年五月までを通水期間としてタメ池に貯水、利用しているであります。通水期間外にあっても余分の水の供給をうけており、この行為によって相当の増収をえていることが明らかにされています。同村の合併でこれを大幅に増加することになれば神戸市域での井戸用水費など莫大な経費が節減できるのではないかと考えられるのであります。

こうして、一部で反対はあったものの、淡河村の合併は昭和三十三年二月一日実施された。

神戸市と 神戸市の戦後の合併構想は東部五カ町村、有馬郡三カ町村、そして明石市を含む西部十カ町

「適正市域」 村をその区域に包み込もうというものであった。そして、明石市・二見町などの合併は頓挫したものの、さらに長尾村・淡河村への合併と進むことで一段落した。そこで問題となったのは、神戸市にとって「適正市域」とはいかなるものかという点であった。これについて、例えば昭和三十四年三月四日の予算市会において、原口市長は次のように述べている。「適正市域というものは時とともに変化するもので、これには二つの考え方―一つは神戸市だけを中心に考える場合と、神戸港を中心に考える場合でこれは非常に広域となります。と申しますのは、神戸港は日本の貿易の四二%を取り扱い、従って神戸市だけの港ではありません。神戸港の拡充計画は国と神戸市とが相談して三十二年度の一五〇〇万トンから三十七年度二一〇〇万トン、一〇年後には二八〇〇万トンまでもっていく。そのためには後方地帯の交通機関をどのよ

うに連絡するか。建設中の名神国道、計画中の第二阪神国道、それと明石海峡の橋、阪神地帯の交通整備網まで考えなければ、神戸港の輸出入計画は樹たないのであります。といて、これを神戸市中心に考える場合はどうか。市の行政が税を負担している市民の福利増進を目的に行われているのでありますから市域を考える場合非常にむづかしい。半径二〇キロでいいのか、時によって変化するので、簡単に申し上げることができないのであります」。

市は、神戸市の発展と神戸港の発展という二つの視点から、その構想の転換を試みようとしていた。この時、日本経済は高度経済成長期を迎え、国際港都神戸市も当然大きな飛躍が望まれる時期に入っていた。こうした中で、原口市長は昭和三十五年十二月三日の市会で単なる適正市域を策定することよりも、経済圏の広域化こそ神戸の大きな発展につながることを示唆しかつ強調した。

### 3 明石市との合併問題

明石市との

神戸、明石両市の合併案は戦前の昭和十五年ごろ、神戸市が構想を立てた市域拡張案に盛り

合併問題

込まれ、同十六年七月一日に行われた明石郡垂水町の神戸市への編入合併前後から明石郡一

一カ町村とともに合併交渉が行われていた。しかし、合併条件について折衝を開始する前に戦局の拡大のなかで立ち消えになった。

戦後の神戸市の復興計画においても、国際港都建設構想の一環として、神戸市は広域にわたる近接市町村

の合併編入を具体化し、明石市にも申し入れた。そして、明石郡一カ町村との合併協定は調印されたものの、明石市側からはまもなく時期尚早を理由に合併見合わせの回答がなされた。当時明石市の関係者はいずれも神戸市への編入を当然と考え、市会でもこれをほぼ了承していたと伝えられている。ところが、「市会の主勢力を占めていた議長らが、編入は当然かも知れぬが、合併はいつでもできる。それよりも戦災復興が先決である」として、同年十二月合併見合わせの申し入れが行われたのである。

このようにして明石市の編入はいったん打ち切られることになったが、知事の諮問機関として設けられていた兵庫県地域合併促進協議会は「神戸市は国際的な大港都として重大な国家的使命を有するが、現市域は特別市として狭小にすぎない観点から東方五カ町村、北方三カ町村とともに、西方明石市および明石郡全域ならびに二見町をも合併すべきである。しかし明石市を孤立せしめるおそれがある場合は（明石郡内の）大久保、魚住、（加古郡の）二見の三カ町村を除き、明石市の態度決定をまわって裁定せられるを適当とする」旨答申していた。さらに、内務省地方制度調査会小委員会においても「神戸市は調印済みの一三カ町村のほか、東部五カ町村および明石市とも合併せしめたるうえ、特別市制を実施せしめるべきである」との答申案を決定していた。

### 三度合併の

#### 申し入れ

明石市は昭和二十六年一月、明石郡大久保町、魚住村、加古郡二見町を編入して、その市域を拡張した。その後、神戸市は当初の構想どおり明石市との合併を重視し、両者の繁栄を推進するため、昭和二十九年五月十九日原口忠次郎市長、木原仙松市会議長が田口政五郎明石市長をたずね、正式に合併を申し入れた。「当時の明石市は財政力が弱くて思い切った大事業もできず、神戸市中心で動い

ている以上は早晩合併するよう運命づけられていたとの見方が大勢のようであった。これに対し、いたずらに市域を広めて人口を増加させるのは昔の殿様が自領をひろめるようなもので、市民には何の関係も無いといった反対意見、全国に知られている明石の地名を永久に残したいとの強い要求もあった」といわれているように、明石市民の意見は二つに分かれ、両者入り乱れての激烈なピラ合戦までが繰り広げられたという。明石市側の合併反対理由としては次のものが挙げられた（明石合併関係綴）。

- (1) 神戸市は地域のみ広く財政力がこれに伴わないし、行政単位として変態的形態ですでに地域的過大都市であるのでこれ以上市域を拡大することは市町村規模の合理化、適正化に反する
- (2) 明石市と神戸市とは境界が明確で外観的にも全面的にも明石市は独立した中都市であり神戸市との一體化は考えられない
- (3) 神戸市は赤字財政なる上、戦災復興、港湾事業、住宅建設、道路の整備、学校教育施設の整備等に多額の経費を要するので明石市を合併しても、明石市にたいして利益となる何らの施設もできない
- (4) 神戸市は現在二部授業をしているが、明石市は貧乏都市ではあるが戦災校舎の復旧は完了し、二部授業は実施していないから、神戸市と合併すれば明石市も二部授業となり教育の低下を来すことになる
- (5) 明石市民の税負担の増大の反面、行政参加の機会が減少する
- (6) 伝統の明石市の名が消え、また合併後は神戸市の西端となり場末になってしまう恐れがある
- (7) 合併後は明石市に区役所がおかれることになるが、区役所は直接住民を代表する機関ではないから、住民の意向が反映する末端行政を確保し得ない

(8) 明石西部方面の農水産業にとっては不利、また供米も高くなる

明石市におけ 兵庫県は、神戸市が既に過大都市であり、これ以上の市域拡張は行政・財政力の面からみる住民投票 不適當でない、神戸市・明石市とはいずれの面からみても一体化の現象は認められない、

神戸市の赤字財政、明石市民の負担増などから反対の立場となった。二十九年六月には、明石医師会が總會を開き、一六対一〇で反対決議をなした。七月、明石市では、合併の可否を検討すべく「市是調査委員会」を設置したが、八月十日には、明石商工会議所が理事会において神戸市との合併に反対との決議を行った。他方、神戸市では、同年七月市会に特別小委員会を結成、合併促進に努めるとした。

神戸市では、昭和三十年年度予算編成の関係もあり、合併の遅延はそれらに支障を来すとして住民投票によって決着を付けてもらいたいとの申し入れを明石市に行った。すなわち三十年一月二十三日までに住民投票を行い、その翌日の市会において合併議案を議決されたい旨を一月七日申し入れたのである。これを受けて、明石市会は同十二日神戸との合併に関する「住民投票および合併対策特別委員会」で討議の結果、一月二十三日に住民投票実施を決めた。

住民投票実施決定と同時に、それぞれの立場から激しい運動が始まったことはいうまでもない。一月二十三日に行われた住民投票（投票率六五・一％）の結果、反対三万三四九八票、賛成一万七二七七票で、二万二〇〇〇票の大差で合併反対派が勝利した（『明石市史』下）。そこで、明石市は一月二十六日神戸市に対し、合併交渉の打ち切りを申し入れ、八カ月の合併騒ぎに終止符が打たれた。以後昭和三十五年に再燃したものの、実現されることはなかった。